

特定都市河川指定の経緯

令和5年7月27日

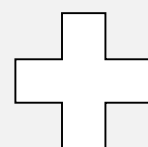
- 集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、
 - ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
 - ② 被害対象を減少させるための対策
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・ 堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ ダムや遊水地等の整備
- ・ 雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・ 利水ダム等の洪水調節機能の強化

まず、対策の加速化



加えて

被害対象を減少させるための対策

- ・ より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・ 水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・ 水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・ 中高頻度の外力規模（例えば、1/10,1/30など）の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

- 集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、
 - ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
 - ② 被害対象を減少させるための対策
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

集水域

雨水貯留機能の拡大
 [国・市、企業、住民]
 雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

河川区域

流水の貯留
 [国・県・市・利水者]
 治水ダム建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]
 土地利用と一体となった遊水機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上
 [国・県・市]
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
 [国・県]
 「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫

[県・市、企業、住民]
 土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討

氾濫域

浸水範囲を減らす
 [国・県・市]
 二線堤の整備、自然堤防の保全



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実 **氾濫域**

[国・県]
 水害リスク情報の空白地帯解消、多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
 [国・県・市]
 長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
 [企業、住民]
 工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

住まい方の工夫
 [企業、住民]
 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

被災自治体の支援体制充実
 [国・企業]
 官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

氾濫水を早く排除する
 [国・県・市等]
 排水門等の整備、排水強化

- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画（河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同）の策定、河川管理者等による施設整備の加速化、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進



中村川・波瀬川・赤川流域の特徴



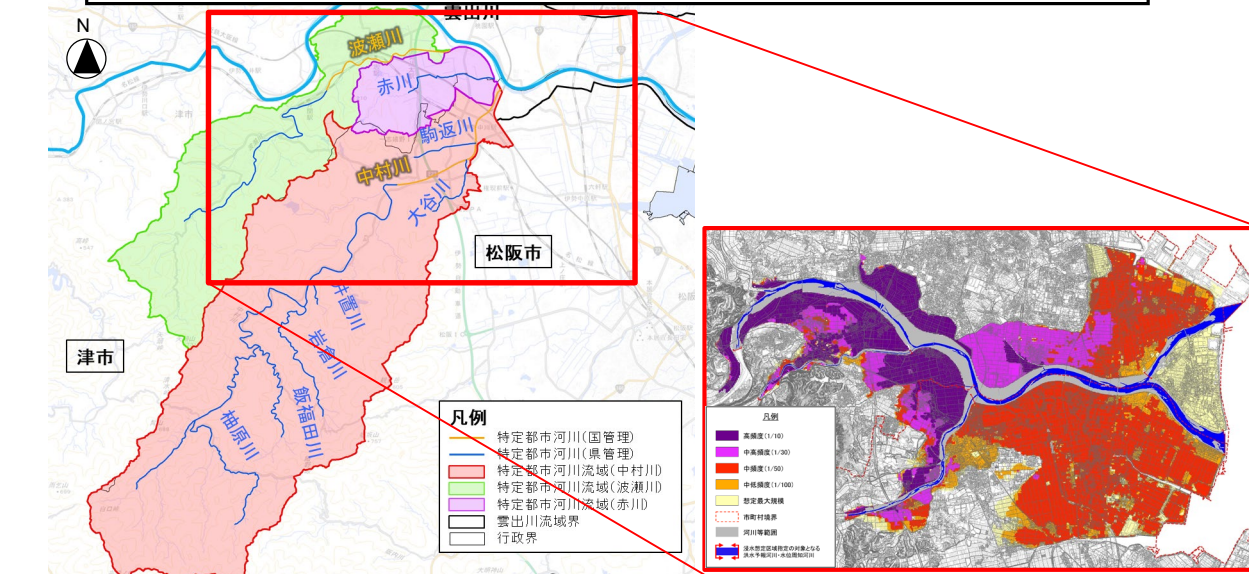
- ・雲出川本川に、中村川・波瀬川・赤川が合流し本川からのバックウォーターの影響を受ける
- ・合流箇所には無堤部があり、上下流・本支川・左右岸バランスを考慮した段階整備



なかむら はせ あか
中村川・波瀬川・赤川等の
特定都市河川の指定
R5.3.31 指定

・中村川・波瀬川・赤川では、H26.8洪水等において雲出川からのバックウォーター等により浸水被害が発生
河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、
特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

河川区間：雲出川水系中村川等の計9河川
 ※国土交通大臣による指定手続き：中村川、波瀬川等（計8河川）
 三重県知事による指定手続き：赤川（1河川）
流域面積：約124km²（津市の一部、松阪市の一部）
 ※中村川流域：約85km²、波瀬川流域：約31km²、赤川流域：約8km²



国管理河川からの氾濫を想定した水害リスクマップ (令和2年度末)

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- H26.8 雲出川からのバックウォーター等により**浸水被害が発生** (H21, H29等にも浸水被害が発生)
- R3.3 雲出川水系流域治水プロジェクト策定・公表
- R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行 (**特定都市河川を全国の河川に拡大**)
- R4.3 特定都市河川指定に向けて検討開始 (雲出川外流域治水協議会で意見交換)
- R5.1 **特定都市河川指定に向けて関係者間で合意**

H21.10洪水
雲出川・中村川・波瀬川・赤川合流部付近の浸水状況



中村川・波瀬川・赤川沿川自治体と国土交通省・三重県等の準備会 (R5.1.23)



法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

ハード整備の加速化

流出抑制対策の推進

特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用

開発等に伴う流出増への対策の義務化 (雨水浸透阻害行為の許可)

- 流域水害対策計画を早急に策定し、位置付けられたメニューについて、整備を加速化
- ・河道掘削、堤防整備
- ・雲出川本川の無堤部対策
- ・バックウォーターの影響を小さくするための遊水地整備等
- ・下水道整備検討 等

雨水貯留浸透施設に対する補助率嵩上げ・減税 (補助率1/3→1/2, 固定資産税1/6~1/2に軽減)

- 流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け
- 流出雨水量を現在よりも減少させるための雨水貯留浸透施設の整備等を促進

水害リスクを踏まえた土地利用

リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫 (浸水被害防止区域の指定)

- 浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を「浸水被害防止区域」に指定することを検討

特定都市河川流域全体の取組により、安全度を早期に向上させる



雲出川・中村川・波瀬川・赤川合流部付近

特定都市河川の指定 (令和5年3月31日)

河川区間：雲出川水系中村川等の計9河川

※国土交通大臣による指定手続き：中村川、波瀬川等（計8河川）

三重県知事による指定手続き：赤川（1河川）

流域面積：約125km²（津市の一部、松阪市の一部）

※中村川流域：約86km²、波瀬川流域：約31km²、赤川流域：約8km²

位置図

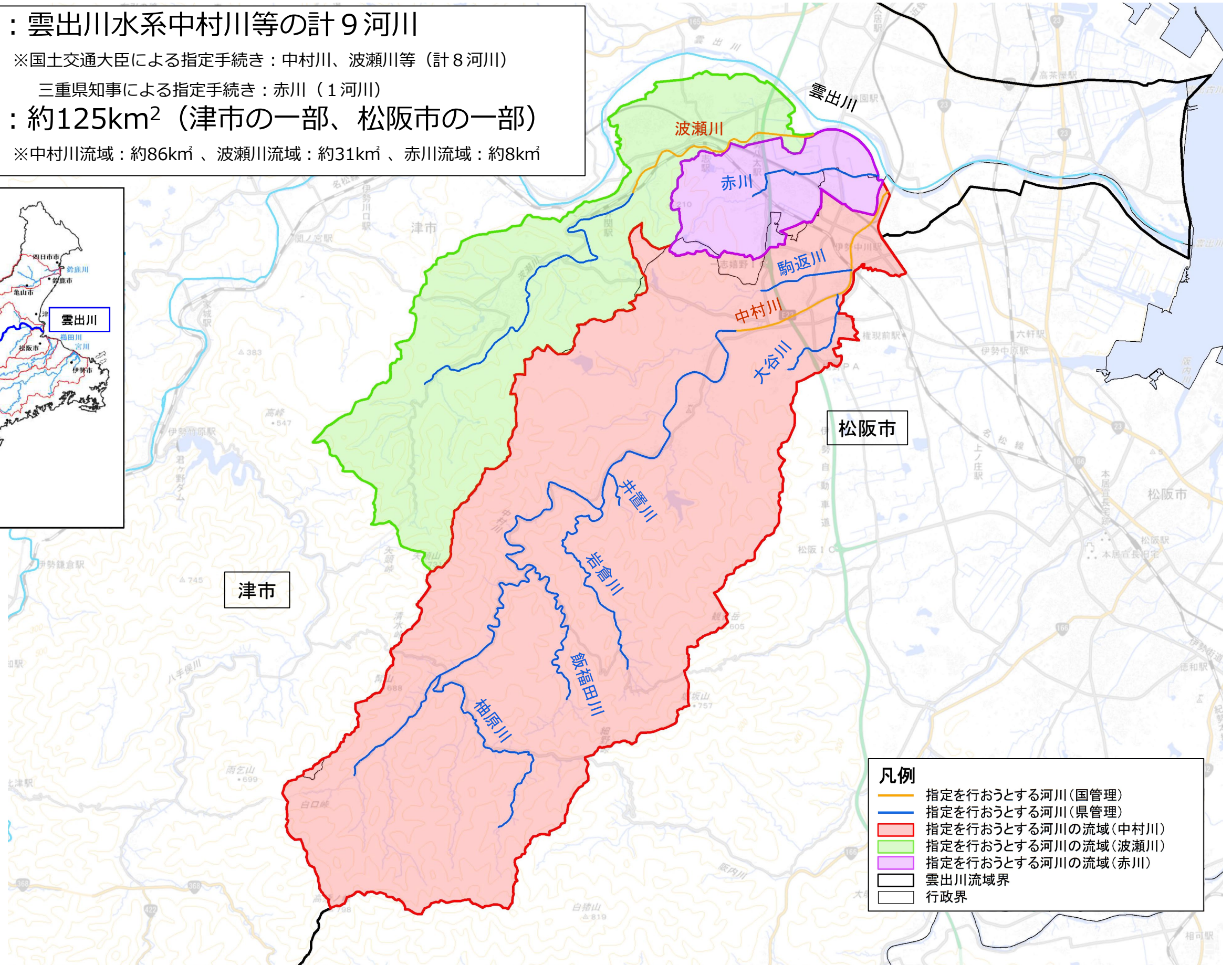
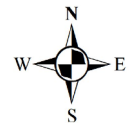
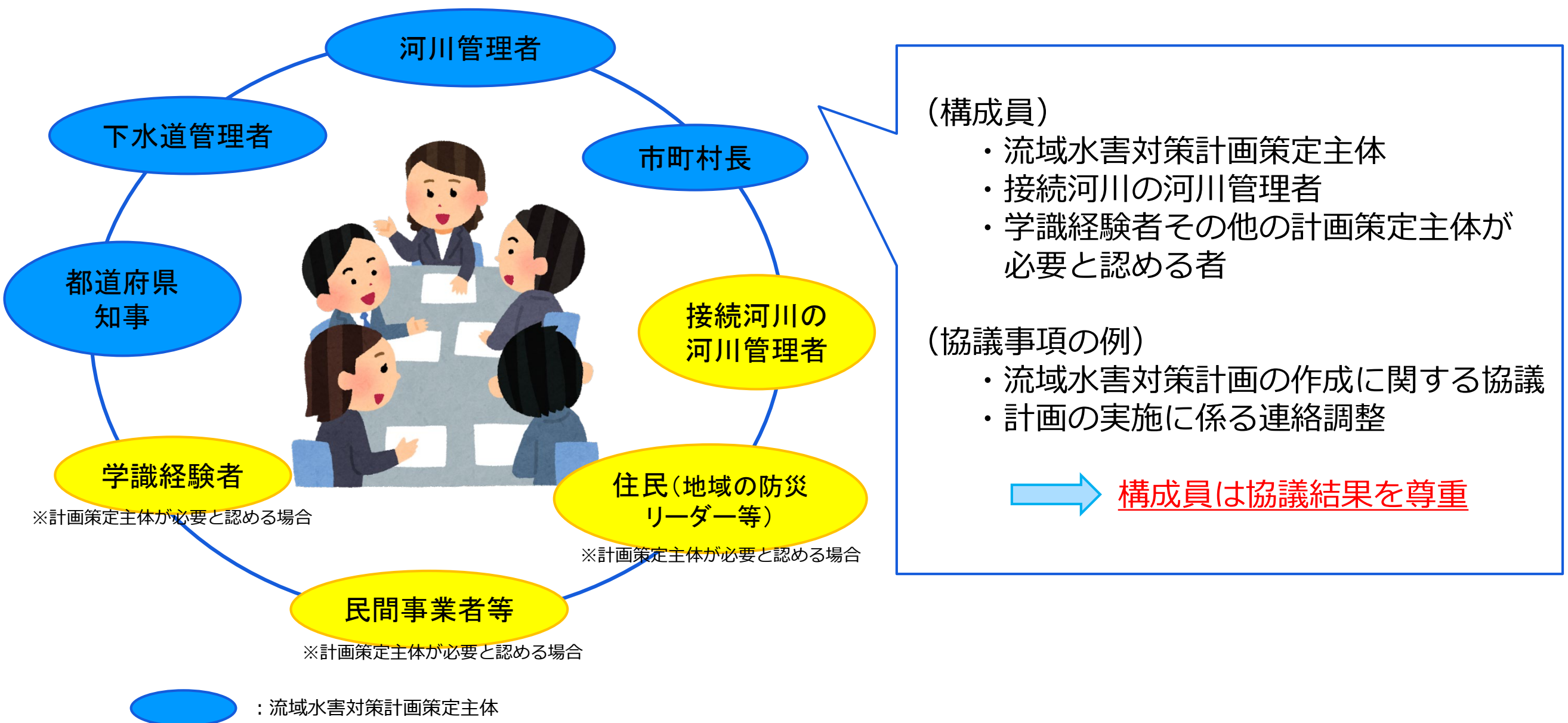


表 指定を行った河川の区間

河川名		区間	
		上流端	下流端
国土交通大臣指定	なかむらがわ 中村川	三重県松阪市嬉野上小川町字大広 1 4 6 3 番地先	雲出川への合流点
	こまがえりがわ 駒返川	三重県松阪市嬉野島田町字焼野 2 3 6 5 番地先	中村川への合流点
	おおたにがわ 大谷川	三重県松阪市嬉野薬王寺町字奥田 1 2 1 7 番地先	中村川への合流点
	いおきがわ 井置川	左岸：三重県松阪市嬉野矢下町字小坂 8 9 3 番 2 地先 右岸：三重県松阪市嬉野矢下町字松川原 1 1 1 4 番地先	中村川への合流点
	いわくらがわ 岩倉川	三重県松阪市与原町字森ノ上 9 9 0 番地先	中村川への合流点
	いぶたがわ 飯福田川	三重県松阪市後山町字新道 8 0 4 番 2 地先	中村川への合流点
	ゆのはらがわ 柚原川	三重県松阪市柚原町字柏原 1 3 6 5 番 1 地先	中村川への合流点
	はげがわ 波瀬川	三重県津市一志町波瀬字広垣内 7 1 3 6 番 1 地先	雲出川への合流点
指定 知事 三重県	あかがわ 赤川	左岸：津市一志町小山字新中野 1 5 0 8 番地先 右岸：同市同町小山同字 1 5 1 8 番地先	雲出川への合流点

- 「流域水害対策計画」の効果的な策定・実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「流域水害対策協議会」を組織（法第6条）
- 「流域水害対策計画」に、雨水貯留浸透対策の強化（公共団体・民間による対策や緑地保全等）、浸水エリアとその土地利用等を位置付け

【流域水害対策協議会のイメージ】



「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行について」（令和3年11月1日）

第一特定都市河川浸水被害対策法関係

2. 流域水害対策協議会制度について（特定都市河川浸水被害対策法第6条及び第7条関係）

（3）協議会の構成員

協議会の構成員は、特定都市河川法改正による改正後の同法第6条第2項及び第7条第2項により、河川管理者等※及び当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者とされている。

加えて、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。

必要に応じて、流域水害対策計画の策定等における専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者や、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、流域対策の実施を予定している民間事業者のほか、地域の防災リーダーや過去の洪水の歴史に詳しい住民等を構成員に追加することが望ましい。

※「河川管理者等」（法第4条参照）：指定された特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者



指定流域内において防災関係に関わりのある組織等からの参画

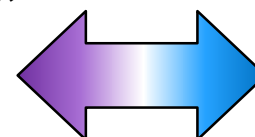
三重河川水系流域治水協議会

【目的】

本協議会は、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、雲出川等流域（河川区域、集水域、氾濫域）において、あらゆる関係者が、協働して流域全体で被害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

【構成員】

- 市
 - 津市長、松阪市長
- 県
 - 県土整備部
 - 水災害対策監、施設災害対策課長、河川課長、防災砂防課長、下水道事業課長、都市政策課長、建築開発課長、住宅政策課長、営繕課長、港湾・海岸課長、道路建設課長、道路管理課長、農林水産部
 - 農業基盤整備課長、治山林道課長、
- 国、農林水産省、気象庁、林野庁
 - 東海農政局農村振興部洪水調節機能強化対策官、津地方気象台長、三重森林管理署長、三重河川国道事務所長



雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会

【協議会 構成員】

三重県知事、津市長、松阪市長、津市上下水道事業管理者、松阪市上下水道事業管理者、中部地方整備局長、東海農政局農村振興部長、東海財務局津財務事務所長、気象庁津地方気象台長、中部大学 松尾名誉教授、三重大学 川口准教授、豊地まちづくり協議会会長、高野井土地改良区理事長、須ヶ瀬地区自治会会長

【協議会の実施事項】

- 1 中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議。
- 2 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価。
- 3 その他、上記計画に関して必要な事項。

【実施事項】

- 1 雲出川等流域で行う流域治水の全体像の共有と検討をする。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」を策定し、公表する。
- 3 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況をフォローアップする。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項の検討をする。

【対象水系】

水系区分	水系名		
一級河川	雲出川水系		
二級河川	中ノ川水系 安濃川水系 碧川水系	田中川水系 岩田川水系	志登茂川水系 相川水系